

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す社会像

島根で育つ「子どもの最善の利益」が実現される社会
県民だれもが「子育てするなら島根」と感じられる社会

島根には、多くの地域で、豊かな自然や優れた伝統・文化がしっかりと継承され、都市部では失われてしまった地域社会でのつながりや、温かな人間関係が連綿と受け継がれています。

島根の子どもたちは、豊かな自然のもとで成長し、先人によって培われた優れた文化や伝統を継承・発展させ、地域を振興し、豊かな感性や温かい愛情を次代へと伝え、島根の未来を担う地域の宝です。

しかしながら、急速な少子化の進行により、このような地域の宝が失われつつあります。

島根においても、価値観やライフスタイルが多様化する中、核家族化の進展、地域におけるつながりの希薄化、仕事と子育ての両立の難しさなどを背景として、子育てに対する不安感や負担感が増大しています。

この地域の宝を守り育むことは、私たち県民全ての課題であり、県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

このため、島根で育つ子どもの最善の利益が実現される社会、県民だれもが子育てするなら島根と感じられる社会の実現に向けて、本計画では、次の四つの基本理念のもと、県民の皆様や関係団体、企業・NPO法人などとも幅広く協働して官民一体となった取組を進めます。

【基本理念】

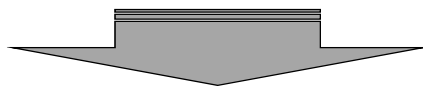
- I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり
- II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現
- III すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
- IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

2 基本理念

目指す社会像の実現に向け、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

- 保護者が子育てについての第一義的な責任を有していることを前提としつつ、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たす必要があります。
- 核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 地域において、子どもの社会性を育み、子どもの社会参画を進めるため、保護者への啓発（大人としての役割や子どもへの関わり方）の取組を通じ、子どもの育ちを地域で支える取組を推進していく必要があります。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援する必要があります。

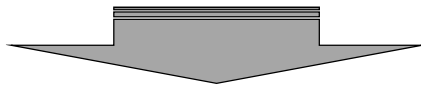


このため、企業、NPOその他の団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、一体となって子育て・子どもの育ちを支援する島根らしさを活かした地域づくりを進めます。



基本理念 Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 青少年の職業観や勤労観を育み、その適性と能力に応じた職業選択を行い、充実した職業生活を営むことで、社会を支える人として成長できる取組を行う必要があります。

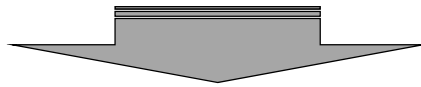


このため、次代を担う子どもが、「生きる力」を身につけ、自らの可能性を開花できるような自立した若者に成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域、団体、企業等と連携・協力しながら、子どもの健やかでたくましい育ちを支える取組を進めます。



基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

- 全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができるよう、地域の状況に応じた教育・保育施設等の確保・充実を図る必要があります。
- 核家族化の進展や地域におけるつながりの希薄化、子育てに係る費用の増大などによる子育てへの不安を解消するために、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。
- 児童虐待から子どもを守るために、関係機関が連携し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があります。
- 家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、できる限り家庭的な養育環境で生活できることを目指し、里親制度の活用や施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。
- 障がいがある等、特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援を総合的に推進していく必要があります。

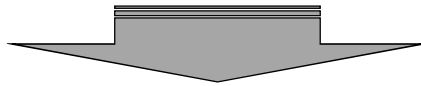


このため、児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。
また、住んでいる地域、保護者の就労状況、家庭環境、障がいの有無等に関わらず、全ての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。



基本理念 Ⅳ 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

- 結婚し、子どもを産み育てたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚支援の取組を充実させる必要があります。
- 子育て世代の負担や不安、孤立感を軽減し、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望をかなえ、安心して出産・子育てできる環境づくりを進めるため、母子保健や小児医療を充実させる必要があります。
- 仕事と子育ての両立が困難な職場環境や固定的性別役割分担意識の存在が少子化の大きな要因となっていることから、仕事と子育てが両立できる環境を整備する必要があります。
- 安心して子育てできるよう、公共施設のバリアフリー化や交通安全施設の整備などの環境づくりを進める必要があります。



このため、子育てに対する不安や負担への対応を進め、結婚し、子どもを産み育てたいと願う全ての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てできるよう、行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備を図ります。

